

警察署協議会会議録

若松警察署協議会

開催年月日時	令和7年5月20日 午後4時00分 から 令和7年5月20日 午後5時30分 まで	
開催場所	若松警察署3階大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下10名
	警察署	署長、副署長、総務課長、会計課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長
議事概要		
【会長挨拶】 只今から、令和7年度第1回若松警察署協議会を開催する。 委員のみなさまには、公私とも御多忙中のところ、ご出席いただき、御礼を申し上げます。 本日は、まず署長からの情勢報告に加え、生活安全課より国際電話、ラインの遮断措置について説明があり、そのあと引き続き会議室で、VRゴーグルを用いた飲酒運転体験、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードについての説明を行った後に、1階署庭に移動し、展示乗車を行う予定である。 【署長挨拶】 本日は、ご多忙の中若松警察署協議会へ出席いただき感謝申し上げます。 警察署協議会というのは、平成12年に警察改革、警察の不祥事が続発し、その過程で、県民の意見を反映する仕組みが必要となり、警察活動を説明、それに対する県民の意見を警察署の運営に反映していくため設けられた会議であり、年に4回実施される。その過程で、警察の活動を理解していただくために、様々な案内をさせていただき、それについての意見要望や、日頃の警察に感じるがあればご意見をお願いする。		

議 事 概 要

【情勢報告及び治安概況について】

署長説明

- 治安情勢報告（資料を基に説明）
 - ・ 刑法犯認知件数について
 - ・ 交通事故発生状況について
 - ・ 県内の特殊詐欺等の発生状況について
 - ・ 管内の特殊詐欺等の発生状況について
 - ・ 管内のSNS型投資・ロマンス詐欺の発生状況について

【国際電話・LINEの遮断措置について】

生活安全課長説明

- 国際電話の着信休止措置
- LINEによる勧誘遮断措置

【飲酒運転体験VRゴーグルについて】

交通課交通指導係長

- 飲酒運転の危険性

【特定小型原動機付自転車について】

交通課交通指導係長

- 主な交通ルール
- 保安基準の説明

【質疑】

- 委員から「最近、車と歩行者の事故が連続している印象があり、事故の原因や、事故防止に向けた今後の警察の取り組み等について教えていただきたい。」旨の質疑があった。
- 交通課長から、「高齢運転者の増加に伴う運転者の認知機能の低下が要因として考えられるため、警察としては、高齢運転者に対して運転免許証の自主返納を促したり、交通安全教育を実施したりといった対策を行っている。また、警察だけの取組では限界があるため、行政機関と連携する等し、車を手放して

議 事 概 要

も生活ができる環境づくりも重要である。」旨の回答があった。

- 委員から「他県で、限られた狭い地域内で連続して発生した事件であるにも関わらず、犯人を捕まえるのにかなりの時間を要していたため、もっとスピード感を持って対応してほしいと思った。また、報道では、2名の警察官が、対刃防護衣を着装しているにも関わらず、包丁を持った男に対してパトカーの車内からマイクで呼び掛けており、そんな逃げ腰でどうするのかと思った。」旨の意見があった。
- 署長から「本県警察では、重要凶悪事件や進行型殺傷事案の現場を想定した訓練に、全国警察の中でも特に先進的に取り組んでいるところであり、常に迅速に対応する意識を持っている。委員からのご指摘のような及び腰にならないよう、今後も更なる訓練や教養に努めたいと考えている。」旨の回答があった。
- 委員から「大型商業施設の駐車場出入口近くの信号で、目立たない位置からパトカーが交通違反の取締りを行っている。危険性は分かるが、隠れることなく堂々と見て指導してほしい。このような取締りでは、一般市民の理解や協力を得ることは難しいと思われるため、市民感情に沿った活動をしてほしい。」旨の意見があった。
- 署長から「交通違反の取締り方法については、安全、かつ、効果的に市民の皆様へ交通違反の危険性を理解していただくために、様々な角度から工夫をして実施しており、車両だけでなく歩行者にとって危険な場所を選定して行う場合もあるため、ご理解をお願いします。」旨の回答があった。
- 交通課長から「交通違反の取締り場所の選定は、闇雲に行っているのではなく、交通事故が発生する時間帯、状況等を分析し、それらに基づき場所を選定し、取締りを行っている。」旨の回答があった。
- 委員から「交通違反の検挙と警告の基準を教えてほしい。」旨の質疑があった。
- 交通課長から「基本的に検挙と警告の基準に差はない。交通違反には構成要件（犯罪が成立するための原則的な要件）というものがあり、この構成要件の

議 事 概 要

該当性や運転行為の危険性などを総合的に判断した上で警告を行うこともある。」旨の回答があった。

- 委員から「交通違反が多い場所について、取締りや警告だけではなく、交通違反をさせないような活動を行っているのか教えてほしい。」と質疑があった。
- 交通課長から「取締りの他に、横断歩道の道路標示が消えていないか、街路樹で信号機が隠れていないか、危険を知らせる看板を設置する必要があるか等を、地域住民からの意見や要望に基づき、警察と道路管理者等が協力しながら危険な道路を改善している。」旨の回答があった。
- 委員から「拳銃に使用基準があれば教えてほしい。」旨の質疑があった
- 署長から「警察官の拳銃使用要件は法律で定められており、例えば、犯人の検挙、警察官本人や第三者の防護のため、拳銃を使用する以外に手段がない場合、拳銃を使用することができる。違法な使用をすれば使用した警察官が罰せられるため、使用判断は厳格に行っており、不測の事態が発生しても適切に拳銃を使用できるよう、日々訓練に励んでいる。」旨の回答があった。

【閉会】

以上で、第一回若松警察署協議会を閉会する。

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

議 事 概 要

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

議 事 概 要